

より透明で公正な発注を目指して、原則、一般競争入札を実施しています

全国各地で公共工事の入札にまつわる談合事件が相次いで発生し、入札の透明性、公正性が強く求められている中、「指名競争入札」から「一般競争入札」への移行が国、県、市町村をあげて全国的に注目を浴びています。

市では、他の自治体に先駆け、平成11年度から、入札の参加資格に一定の制限を設けた「制限付一般競争入札」を導入し、透明性、競争性の高い公正な入札を実施しています。



基本的な考え方

市が行う道路、公園、学校などの建設や農地整備などの公共工事の費用は、主に市民の皆さんの税金で賄われています。

このため、工事の完成はもとより、工事の設計から請負業者の決定に至るまでの契約手続きについても、市民の皆さんに信頼される適正なものでなければなりません。

そのため、市では、指名競争入札より透明性、競争性に優れている制限付一般競争入札を県内でもいち早く導入し、設計額の事前公表をはじめ、入札結果の公表、最低制限価格の廃止および低入札価格調査制度の導入

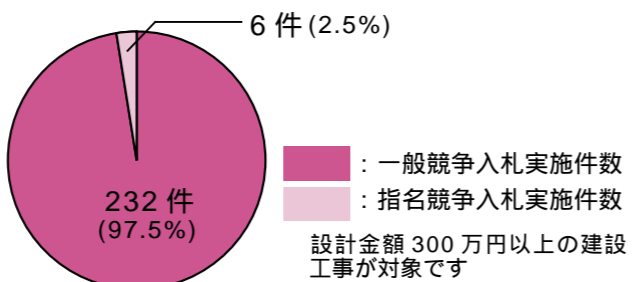
平成18年度は、97・5%が制限付一般競争入札

今年度の状況

市では今年度、設計金額300万円以上の建設工事のうち、入札件数全体の97・5%に当たる232件を制限付一般競争入札により実施し、競争性の向上を図っています。

この結果、競争性が高まることにより、入札によって生じる差額が大きくなり、公共工事の請負額縮減にもつながりました。縮減された経費は、新たな公共投資や市民福祉充実のための財源として、有効に活用しています。

平成18年度 入札の実施件数（12月末現在）



平成18年度 制限付一般競争入札の実施状況（12月末現在）



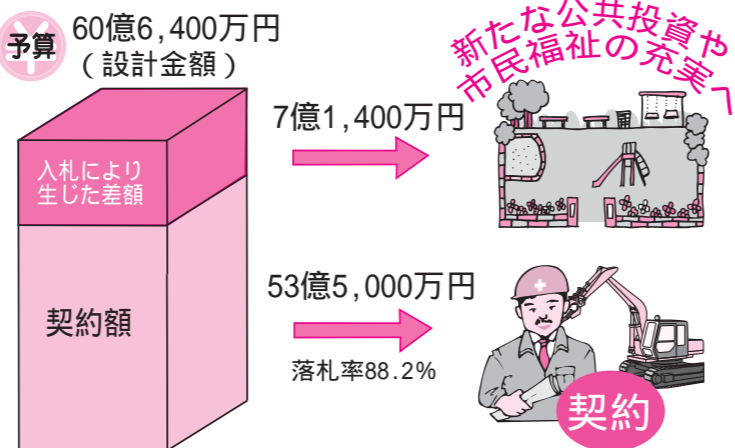
本市では、公共工事の発注に当たり、公正・公平・公開の市政運営の理念の下、入札における透明性の確保、公正な自由競争の確立を目指し、原則として制限付一般競争入札を実施しております。

今後も日々変化する入札環境に対応すべく調査・研究を続け、不正な行為を防止し、入札におけるさらなる競争性、透明性の向上を図ってまいります。

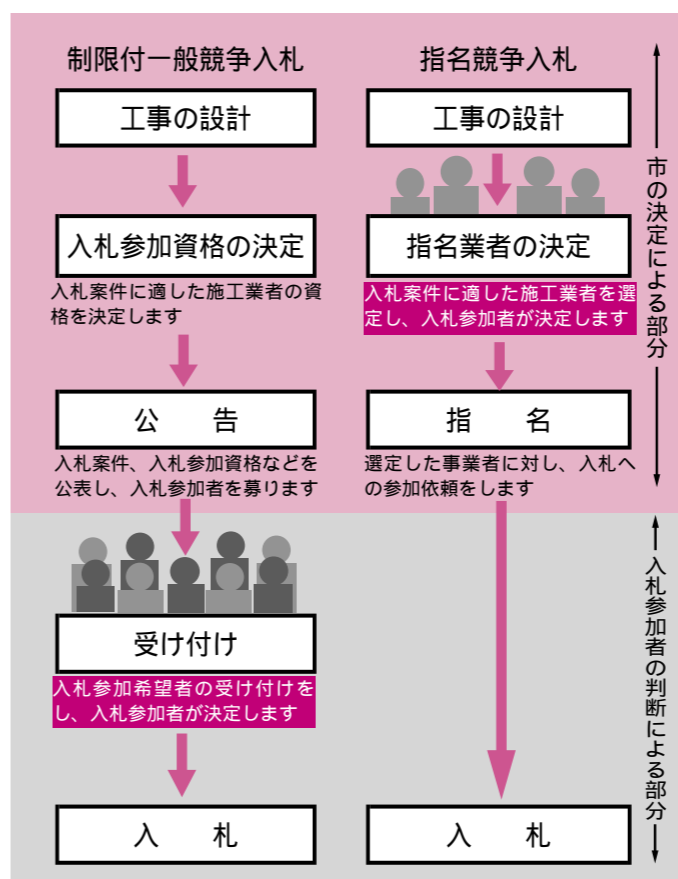
深谷市長 新井 家光

低入札価格調査制度を導入近年、過当競争によるダンピング（著しく低い価格での受注）が問題となり、これに対処するため、多くの自治体では最低制限価格（これを下回る価格では契約しないという最低限度額：下図左側を参照）を設定し、入札を行っています。

しかし、市では、より良い工事をより安く契約するために、平成11年度から最低制限価格を



制限付一般競争入札と指名競争入札の流れ



など、さまざまな制度に取り組み、より公正な入札・契約制度となるよう努めています。

入札には、大きく分けて次の2つの方法があります。

【指名競争入札】

一定の基準を満たす者を、市が任意に指名し、指名された者が入札に参加する方法です。適格な事業者を市の自由な選択で入札に参加させられる反面、入

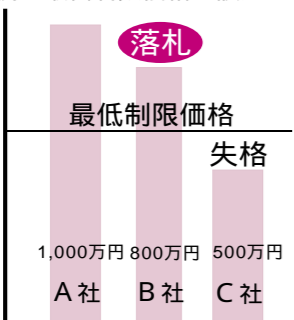
札参加者の選定について、透明性が低いことが指摘されています。

【一般競争入札】

あらかじめ入札参加資格を定めて周知（公告）し、入札参加資格を満たす希望者のすべてが入札に参加する方法です。入札への参加資格を満たす者であれば誰でも入札に参加できるところから、指名競争入札に比べて透明性、競争性が高く、より公正な入札方法です。

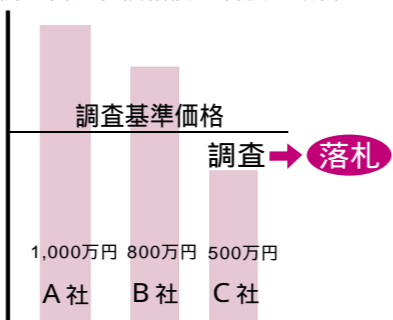
廃止し、低価格で入札した者に対しては、適正な工事ができるかどうか十分調査を行った上で契約する「低入札価格調査制度」（左図右側を参照）を大規模な工事に導入しています。この制度により、請負額の低減化を図ることが可能となりました。

【例】最低制限価格を設定した場合



C社は最低入札者であるが、最低制限価格を下回っているため失格となり、次に低い入札者であるB社が落札となる

【例】低入札価格調査制度の場合



C社は最低入札者であるが、調査基準価格を下回っているため調査を実施し、調査の結果適正であればC社が落札となる

問い合わせ 総務課契約係
57416634へ